

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
の基本理念及び行動指針を定める規程

(令和2年3月31日規程第61号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の基本理念及び行動指針を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 法人の基本理念は、別表1のとおりとする。

(行動指針)

第3条 法人の行動指針は、別表2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

別表1（第2条関係）

基本理念

私たちは、県内中小企業を中心とする産業界から信頼される試験研究機関として、イノベーションの創出を支援し、県内産業と科学技術の振興を図ることにより、豊かで質の高い県民生活の実現と地域経済の発展に貢献します。

別表2（第3条関係）

行動指針

公設試験研究機関の新しいカタチを創ります。

新たな価値の創出

「私たちは、人と技術が集まる創造の場を提供し続けます。」

お客様に対して

「私たちは、常に最善の方法を考え、最適な解決策を提供します。」

組織づくり

「私たちは、コミュニケーションを深め、総合力を発揮できる環境をつくります。」

自己研鑽

「私たちは、プロフェッショナルとして技術と知識の向上に努めます。」